

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

岡崎市は、地域コミュニティの活性化や地域間交通ネットワーク等の広域的なアクセスを維持するため、バス事業者より廃止申出のあった路線に対して、必要性を検討の上、バス路線ネットワークの維持に努めることとともに、地域の主体的な取組を基礎として、地域の特性やニーズにあった持続可能な公共交通を目指し、地域住民、交通事業者、行政等、多様な主体が協働して移動手段の確保に努めることとしている。

岡崎市の東部に位置する額田地域は、面積約160km²、人口7,324人(R6.4)の中山間地域に位置しており、市街地へ通じる地域間交通として、名鉄バスくらがり線と桜形線が運行している。これらの公共交通については、地域住民の通学、通院、買物などの日常生活機能を担う中で、岡崎市中心市街地と額田地域を結ぶ唯一のバス路線として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この地域間交通に通じるコミュニティバスが支線の役割を果たしている。

しかしながら人口減少と自家用車の普及により、当地域の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

地域住民の誰もが外出する機会を確保するため、地域公共交通確保維持事業により、日常生活を支える役割を果たす額田地域のフィーダー路線を確保・維持することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標(岡崎市地域公共交通計画 4-19 参照)

「公共交通利用者数の回復」・・・コロナ禍前(H30年度)までの水準を目指す
 コロナ禍前(H30年度)の各路線における利用者数は次の表のとおり。

(人)

額田支所市民病院線	6,095
下山地区線	3,782
形埜地区線	830
宮崎地区線	458
豊富・夏山地区線	503

各年度の目標については、額田地域の人口減少を加味したうえで、利用率を0.01%上昇させることとし、最終的にコロナ禍前の利用者数への回復を目指す。

なお、目標数値はコロナ禍前の利用者数を上限とし、コロナ禍前の利用者数に達した路線については、利用者数の維持を目標とする。

【参考】額田地域の人口の推移

(人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和12
65歳以上	2,925	2,944	2,937	2,957	2,936	2,785
15歳未満	774	721	685	669	667	611
全体人口	7,707	7,581	7,464	7,324	7,414	7,056

令和3年度から令和6年度までは各年4月1日現在の人口

※令和7年度及び令和12年度は「岡崎市将来推計人口」より

○利用者数

(人)

年度 路線名	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度目標	令和7 年度目標	令和8 年度目標	令和9 年度目標
	R02.10~ R03.9	R03.10~ R04.9	R04.10~ R05.9	R05.10~ R06.9	R06.10~ R07.9	R07.10~ R08.9	R08.10~ R09.9
額田支所 市民病院線	4,443	4,831	5,543	4,879 (5,820)	6,078	<u>6,095</u>	<u>6,095</u>
下山地区線	2,593	2,609	3,273	2,635 (3,222)	3,249	3,208	3,231
形埜地区線	464	405	218	409 (221)	242	241	248
宮崎地区線	281	325	237	328 (229)	229	210	208
豊富・夏山 地区線	319	268	221	270 (232)	229	239	243
合計	8,100	8,438	9,492	8,521 (9,725)	10,027	9,993	10,025

目標利用者数＝目標利用率×想定沿線人口×予定運行日数

(※) 目標利用者数を今年度計画算定式に当てはめた場合の数字

下線の引かれた数字については、目標利用者数に達したことを示す。

○利用率

人口減少を加味したうえで、利用率を0.01%上昇させることを目標とする。

(%)

年度 路線名	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度目標	令和7 年度目標	令和8 年度目標	令和9 年度目標
	R02.10~ R03.9	R03.10~ R04.9	R04.10~ R05.9	R05.10~ R06.9	R06.10~ R07.9	R07.10~ R08.9	R08.10~ R09.9
額田支所 市民病院線	0.11	0.12	0.14	0.13 (0.15)	0.16	0.17	0.18
下山地区線	1.27	1.29	1.65	1.32 (1.66)	1.67	1.68	1.69
形埜地区線	0.73	0.66	0.36	0.67 (0.37)	0.38	0.39	0.40
宮崎地区線	0.79	0.98	0.71	1.01 (0.72)	0.73	0.74	0.75
豊富・夏山 地区線	0.22	0.18	0.15	0.19 (0.16)	0.17	0.18	0.19

※ 利用率(%)＝運行日あたり利用者数／沿線人口×100

○確認項目（岡崎市地域公共交通計画 4-21 参照）

公的資金が投入されている公共交通事業の収支率、公共交通への公的資金投入額についても確認を行う。

(2) 事業の効果

額田地域のコミュニティ交通を維持することにより、額田地域の住民が日常生活を営むための移動手段が確保される。また、地域間交通を支えるフィーダー路線としての役割を担うことで、額田地域の住民と市街地の住民との相互利用が可能となり、額田地域全体の活力向上にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業	実施主体
各事業、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、各事業を実施。	
<p>1 公共交通マップの製作及び配布 (岡崎市地域公共交通計画 4-17 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共交通の利用に関する情報提供を行う。 ・よく使うバスや電車の時間等を記入して活用できるよう、マイ時刻表欄を設けて製作。 	岡崎市 地域公共交通会議
<p>2 小中学生を対象にした公共交通・交通安全教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生に対してバスの乗り方教室を実施し、公共交通への理解を深める機会を提供する。 ・小学生に対するバスの乗り方教室を実施し、バスに親しみ公共交通の重要性や利用方法を知ってもらう。 <p>3 高齢者向け出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象にバスの乗り方や活用方法等を紹介する生涯学習講座を実施することで、バス利用者等の増加と公共交通への理解を深める機会を提供する。 	岡崎市 地域公共交通会議
<p>4 地域住民による利用促進について (下山地区線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象にスタンプカードを配付し、市街地や小学校へコミュニティ交通を利用した場合、支払った運賃の一部を地域が補填する取組を実施する。 ・老人クラブにコミュニティ交通の利用を促し、コミュニティ交通を活用した市街地におけるレクリエーション活動を実施する。 ・地域住民が集まる地区のイベントで運行案内のチラシを配布する。 ・協賛金の募集と合わせ、企業への下山地区線周知を図る。 (下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線) ・利用者の増加及び収入の増加を図るため、地域でコミュニティ交通の回数券を購入し利用者へ配付する。 ・コミュニティ交通の利用者数や経費のほか、1便当り利用者数等の利用状況及び運行案内のチラシを地域に回覧する。 (名鉄バス額田支所市民病院線) ・運行地域に隣接する地域の住民に、運行案内のチラシを配布する。 	額田地域 生活交通協議会
<p>5 地域の移動ニーズに対応した路線・運行形態等の見直し (岡崎市地域公共交通計画 4-8 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とともに現在の運行形態を見直し、デマンド交通等の新たな交通手段について検討をするほか、地域間交通とフィーダー系統の役割分担についても検討を行い、地域の移動ニーズにあった効率的で効果的な移動手段を研究する。 ・公共交通を維持していくため、地域が主体となり地域で支える「持続可能な公共交通」を考えるとともに、地域住民と行政、交通事業者が役割を分担・連携し、関係機関と協議をしながら移動手段を研究するとともに、移動手段の確保に努める。 ・小規模特認校制度を活用した通学利用への対応等も踏まえながら移動手段について研究する。 	岡崎市 地域公共交通会議・額田地域生活交通協議会

事業	実施主体
<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、オープンデータ化された運行情報を更新するとともに、事業者との連携や利用者への周知によって、運行情報の取得利便性を高める。 ・近隣市町との連携を強化し、公共交通ネットワークの相互連携、機能強化等の研究を進める。 ・全世帯配布の広報誌やケーブルテレビを活用し、公共交通の利用促進を図る。 ・移動に困っている人の声を聞くとともに、地元総代会に加え、直接地域住民を訪問する民生委員や福祉委員等と連携して地域の移動手段として周知を行う。 	岡崎市
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・表1を添付。 	
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・運行経費から運行収入及び国庫補助金額等を差し引いた金額を、岡崎市が負担する。 	
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・OD調査 	
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・表5を添付 	
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>(1) 事業の目標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	

(2) 事業の効果
・該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
・該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
・該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
・該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
・該当なし
(2) 事業の効果
・該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
・該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○平成 28 年 10 月 17 日 平成 28 年度第 4 回岡崎市交通政策会議を開催 平成 29 年 10 月以降の運行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 <p>→診療後の帰りの待ち時間の短縮等、利便性がより向上するダイヤやルートに変更する見直しを行った。</p> <p>○平成 29 年 1 月 23 日 平成 28 年度第 5 回岡崎市交通政策会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議及び合意 ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 <p>→平成 28 年第 4 回岡崎市交通政策会議において合意した運行の見直し時期を、平成 29 年 10 月から 4 月に変更した。</p> <p>○平成 29 年 10 月 16 日 平成 29 年度第 3 回岡崎市交通政策会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下山地区線」協賛金の導入について報告 <p>○平成 30 年 1 月 22 日 平成 29 年度第 4 回岡崎市交通政策会議を開催</p>

- ・平成 29 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議
- 平成 30 年 6 月 13 日 平成 30 年度第 1 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・平成 31 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
- 平成 31 年 1 月 16 日 平成 30 年度第 3 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・平成 30 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議
 - ・額田地域コミュニティ交通路線への障がい者割引の導入について協議及び合意
- 令和元年 6 月 18 日 令和元年度第 1 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 2 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
- 令和元年 12 月 9 日 令和元年度第 3 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和元年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議
 - ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
- 令和 2 年 6 月 12 日 令和 2 年度第 1 回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催
 - ・令和 3 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
- 令和 2 年 8 月 28 日 令和 2 年度第 3 回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催
 - ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - 便の削減等を伴う効率化。
- 令和 2 年 11 月 20 日 令和 2 年度第 4 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 2 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議
- 令和 3 年 2 月 26 日 令和 2 年度第 5 回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催
 - ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - 額田センターロータリーの整備に伴う延伸及び停留所設置。
- 令和 3 年 5 月 24 日 令和 3 年度第 1 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 4 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
- 令和 3 年 12 月 20 日 令和 3 年度第 4 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 3 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議
- 令和 4 年 5 月 27 日 令和 4 年度第 1 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 5 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
- 令和 4 年 7 月 25 日 令和 4 年度第 2 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - 高校生の利用実態に合わせ最終便の出発時刻を変更した。
- 令和 5 年 2 月 22 日 令和 4 年度第 5 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - バスの定時性を確保するとともに、停留所名を変更した。
- 令和 5 年 5 月 16 日 令和 5 年度第 1 回岡崎市交通政策会議を開催
 - ・令和 6 年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意

- 令和5年12月18日 令和5年度第4階岡崎市交通政策会議を開催
・令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議

- 令和6年5月20日 令和6年度第1回岡崎市地域公共交通会議を開催
・令和7年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

市民及び利用者代表が参画している岡崎市や、地域住民の協議会において、利用促進策やコミュニティ交通運行の確保維持の方策について意見交換・協議を行い、利用者等の意見を本計画に反映している。

各地域においても利用状況等の情報共有や、地域利用者の意見・要望等の把握とともに、運行計画の見直しについて協議を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岡崎市十王町二丁目9番地

（所 属）岡崎市総合政策部地域創生課

（氏 名）澤田 和樹

（電 話）0564-23-6486

（e-mail）chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。